

2025年3月19日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社
(管理会社コード：13694)
代表者名 取締役社長 杉原 規之
問合せ先 商品開発グループ 積木 利浩
(TEL. 03-6774-5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託

銘柄名	銘柄コード
One ETF 南方 中国A株 CSI500	2553

2. 変更の内容および理由

- ①: 受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付にかかる申込受付不可日について、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、申込受付を可能とします。
例外的に申込受付が可能となることで投資家の利便性の向上に資すると判断したためです。
- ②: 外国為替予約取引の目的において、通貨エクスポージャーを調整する目的を含むことを明記することで、目的の明確化を行います。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

- ③: 当ファンドが投資対象とする上場投資信託の信託報酬の引き下げに伴い、投資家が実質的に負担する信託報酬の引き下げを行います。

	(新)	(旧)
投資対象とする 上場投資信託	チャイナ・サザン CSI500 インデックス ETF の純資産総額に対して年率 <u>0.20%</u> 程度	チャイナ・サザン CSI500 インデックス ETF の純資産総額に対して年率 <u>0.60%</u> 程度
実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 <u>0.464%</u> (税抜 <u>0.44%</u>) (概算)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 <u>0.864%</u> (税抜 <u>0.84%</u>) (概算)

※当該変更は投資信託約款の変更には該当いたしません。目論見書において記載内容の変更を行います。

3. 日程

①②：

金融庁届出日：2025年4月7日

約款変更日：2025年4月9日

③：

目論見書変更日：2025年4月9日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 南方 中国A株 CSI500

(新)	(旧)
<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。<u>ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。</u></p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>⑤ (以下略)</p>	<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>⑤ (以下略)</p>
<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. ～ 10. (略)</p> <p>11. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的<u>(通貨エクスポージャーを調整する目的を含む)</u>以外には利用しません。</p> <p>12. (略)</p>	<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>1. ～ 10. (略)</p> <p>11. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>12. (略)</p>
<p><信託契約の一部解約></p> <p>第51条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実</p>	<p><信託契約の一部解約></p> <p>第51条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実</p>

(新)	(旧)
<p>行の請求の受付を停止します。<u>ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。</u></p> <p>1.～4. (略)</p> <p>⑦ (以下略)</p>	<p>行の請求の受付を停止します。</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>⑦ (以下略)</p>